

令和7年3月28日 入札公告  
令和7年5月14日 入札及び開札

## 閱 覧 図 書

事 業 名 : 明賀山国有林外森林整備事業(造林)

事 業 場 所 : 広島県庄原市 明賀山国有林外

事 業 量 : 下刈 13.49 ha

1. 森林整備事業請負契約書(案)
2. 可分事業内訳書
3. 作業仕様書
4. 事業位置図
5. 請負事業事故報告書様式
6. 契約情報の公表

広島北部森林管理署

# 森林整備事業請負契約書（案）

収入  
印紙

- 1 事業名 明賀山国有林外森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 広島県庄原市 明賀山国有林外
- 3 事業量 別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から  
令和7年9月5日まで  
ただし、作業種別又は箇所別の作業期間は別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 5 請負金額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額  
金 円也)  
〔注〕 ( ) の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。  
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に変わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 <span style="margin-left: 100px;">分の</span> <span style="margin-left: 50px;">以内</span>	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 <span style="margin-left: 100px;">回以内</span>	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

- 7 利用物件及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第38条第1項は別紙「可分事業内訳書」の可分作業毎に適用するものとする。
- (3) 下刈切損の損害賠償については、別紙2のとおりとする。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙1のとおり。
- (5) その他特記仕様書は別紙3のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月28日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を締結している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 広島県三次市十日市中2丁目5-19

氏 名 分任支出負担行為担当官  
広島北部森林管理署長 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙 2

下刈の折損賠償

- 1 下刈作業において請負者が負担した苗木の折損率が次の3に定める許容折損率を超える場合は、発注者は折損賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は発注者の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容折損率は次のとおりとする。

林 齢	1年	2年	3年	4年以上
許容折損率	3%	3%	2%	1%

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 折損とは、樹冠を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

## 特記仕様書

(アフリカ豚熱 (ASF) 対策)

- 1 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

## 可分事業内訳書

作業種	森林事務所	作業期間	国有林	林小班	記番	林齢	数量	摘要
下刈	三次	自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日	明賀山	827い	1	2	4.80ha	全刈
				827ろ1	2	2	5.24ha	
	西城		明現山	826-1は2	3	1	3.45ha	
下 刈 合 計							13.49ha	

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施にあたっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用にあたっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上に撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。  
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

# 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

(監督職員)

(官職氏名)

殿

請負者 住 所  
会社名等  
現場代理人

事業名				事業場所				
発生日時	令和 年 月 日 ( 曜日)			時 分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。 また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 ( 歳)	性別	男・女	職種	
	連絡先					経験 年数		
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災 場所	
今後の対策								
所見・状況								

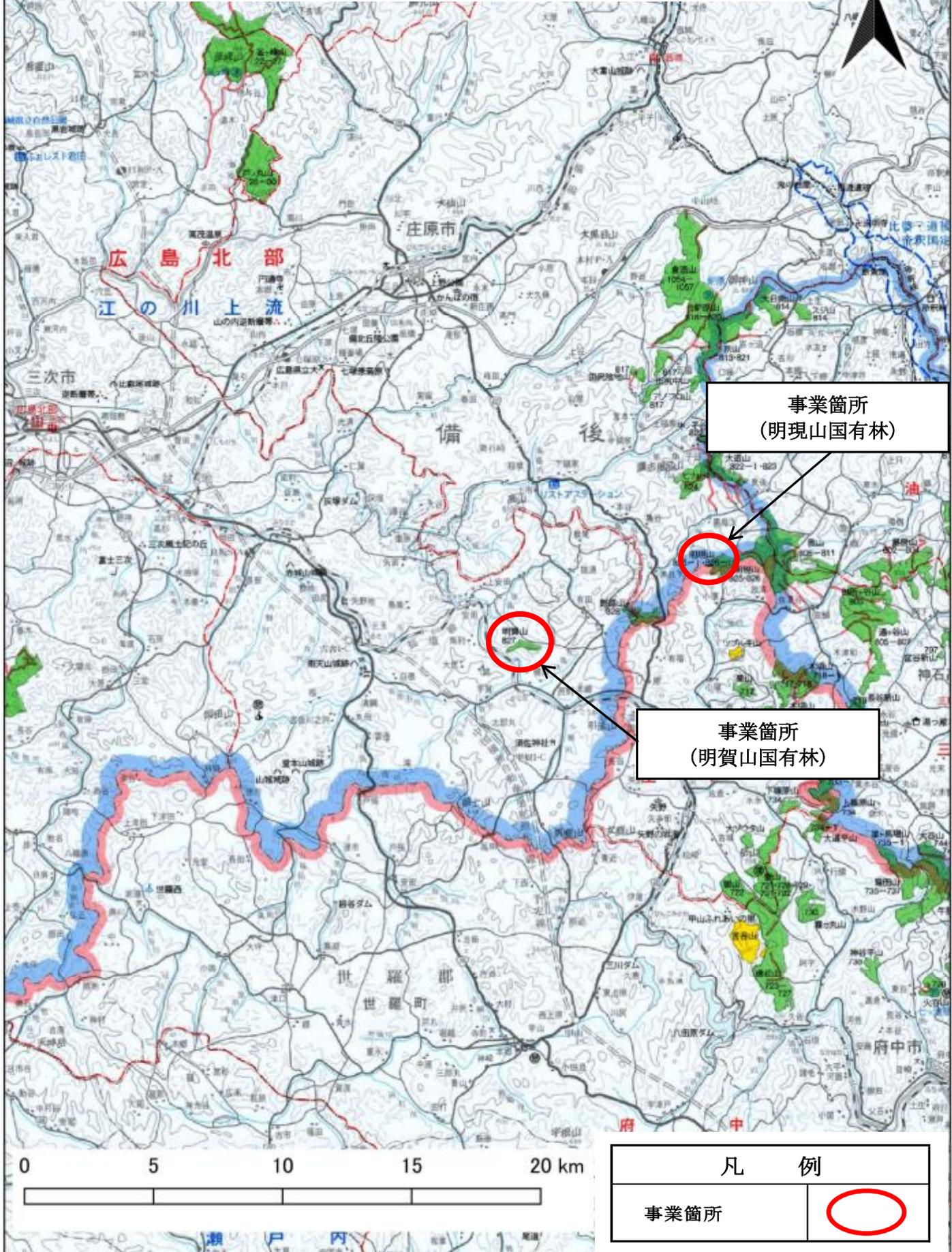
## 下刈（全刈）仕様書

### （刈払上の注意等）

- 1 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意すること。
- 2 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行うこと。
- 3 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残すること。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払うこと。
- 4 下刈作業については、契約書別紙2「下刈の折損賠償」が特約事項として定められていることから、造林木の折損には十分留意すること。
- 5 その他必要事項については監督職員の指示によること。

# 森林整備事業位置図

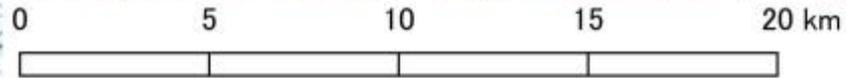
1/200,000



事業箇所  
(明現山国有林)



事業箇所  
(明賀山国有林)



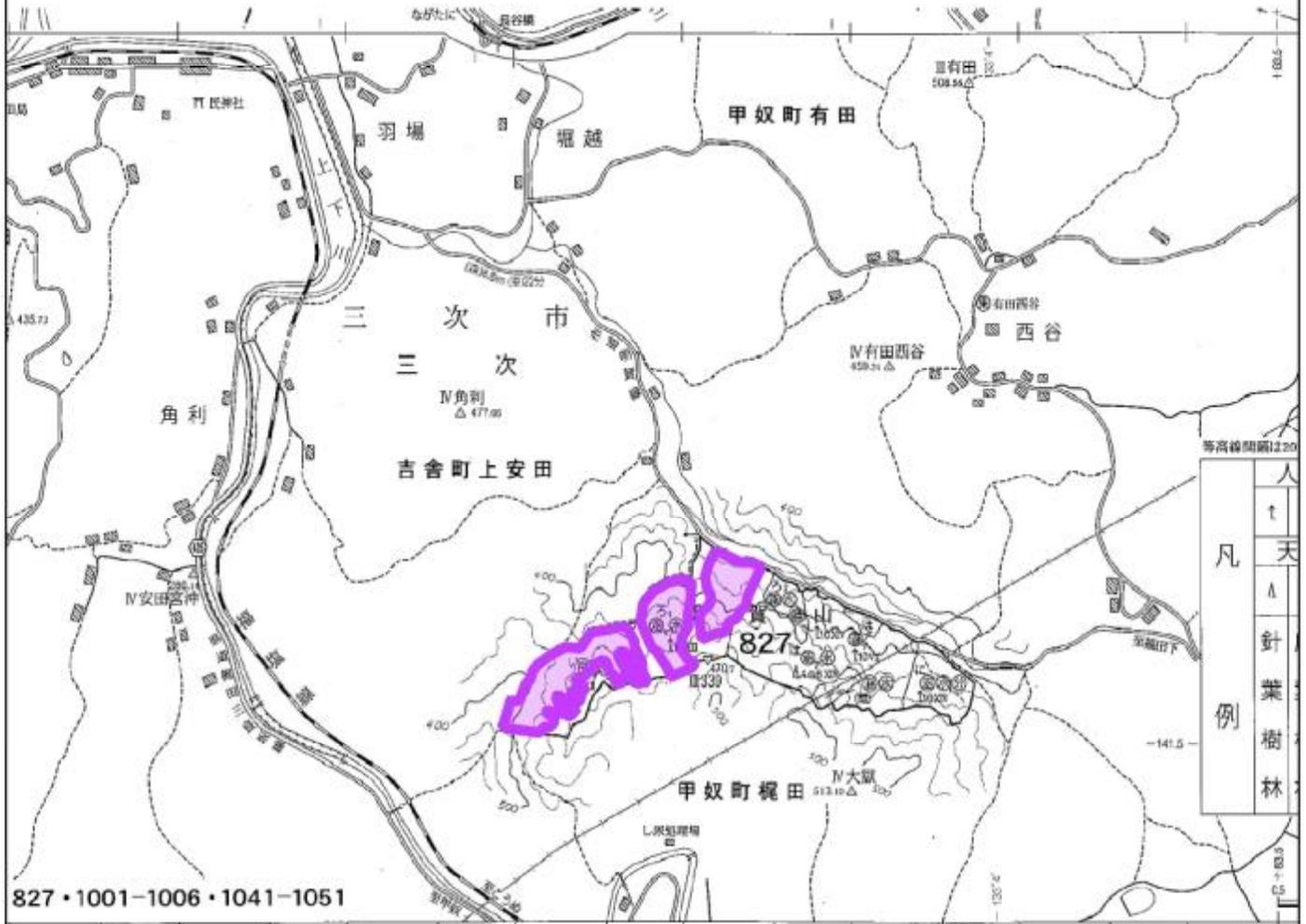
凡 例	
事業箇所	

# 森林整備事業位置図

明賀山国有林827い・ろ1林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/20,000



凡例

下刈(全刈)

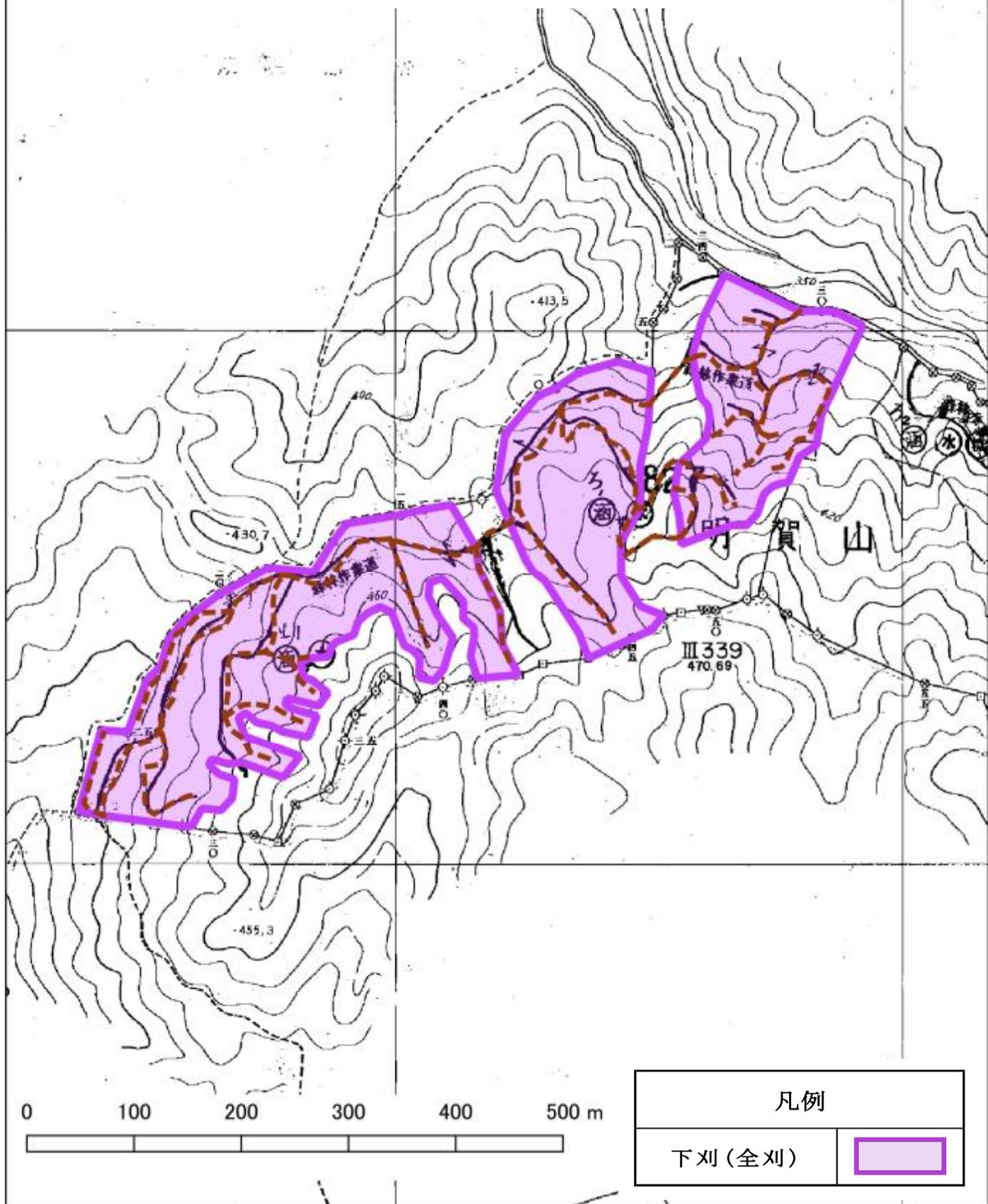


# 森林整備事業位置図

明賀山国有林827い・ろ1林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000

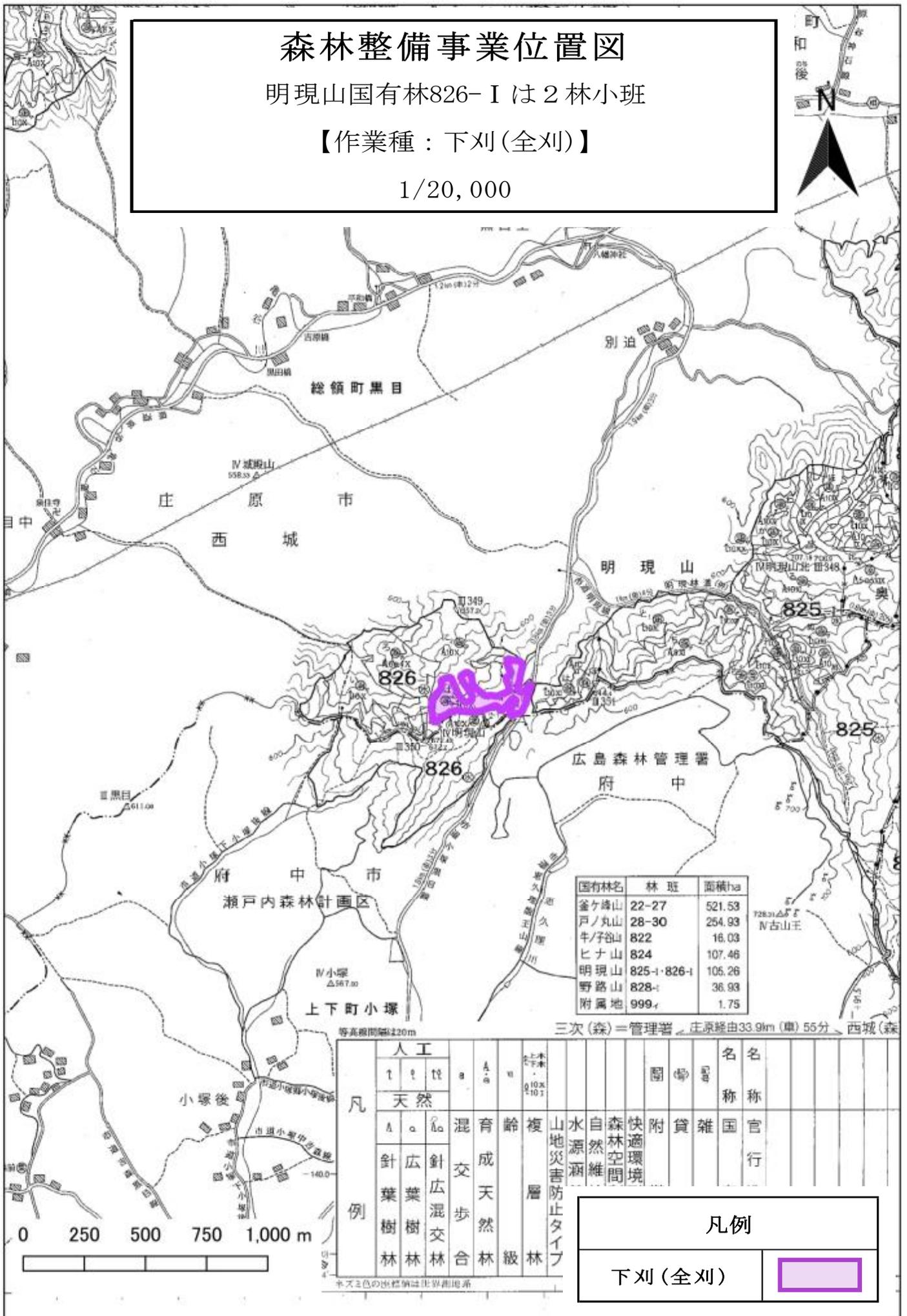
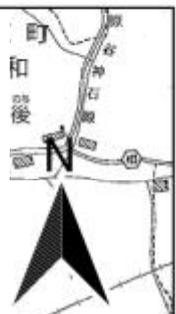


# 森林整備事業位置図

明現山国有林826-I は2林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/20,000



国有林名	林班	面積ha
釜ヶ峰山	22-27	521.53
戸ノ丸山	28-30	254.93
牛ノ谷山	822	16.03
ヒナ山	824	107.46
明現山	825-I・826-I	105.26
野路山	828-I	36.93
附属地	999-I	1.75

凡例	人工		混交	育成	齢	複層	山地災害防止タイプ	水源涵	自然維	森林空間	快適環境	附貨	雑	名	名
	↑	↑↑													
	△	○	△	○	△	○									
	針葉樹林	広葉樹林	針広混交林	歩合林	天然林	複層林								国	官
														行	

凡例

下刈(全刈)

※スミ色の出標額は世界地図系

# 森林整備事業位置図

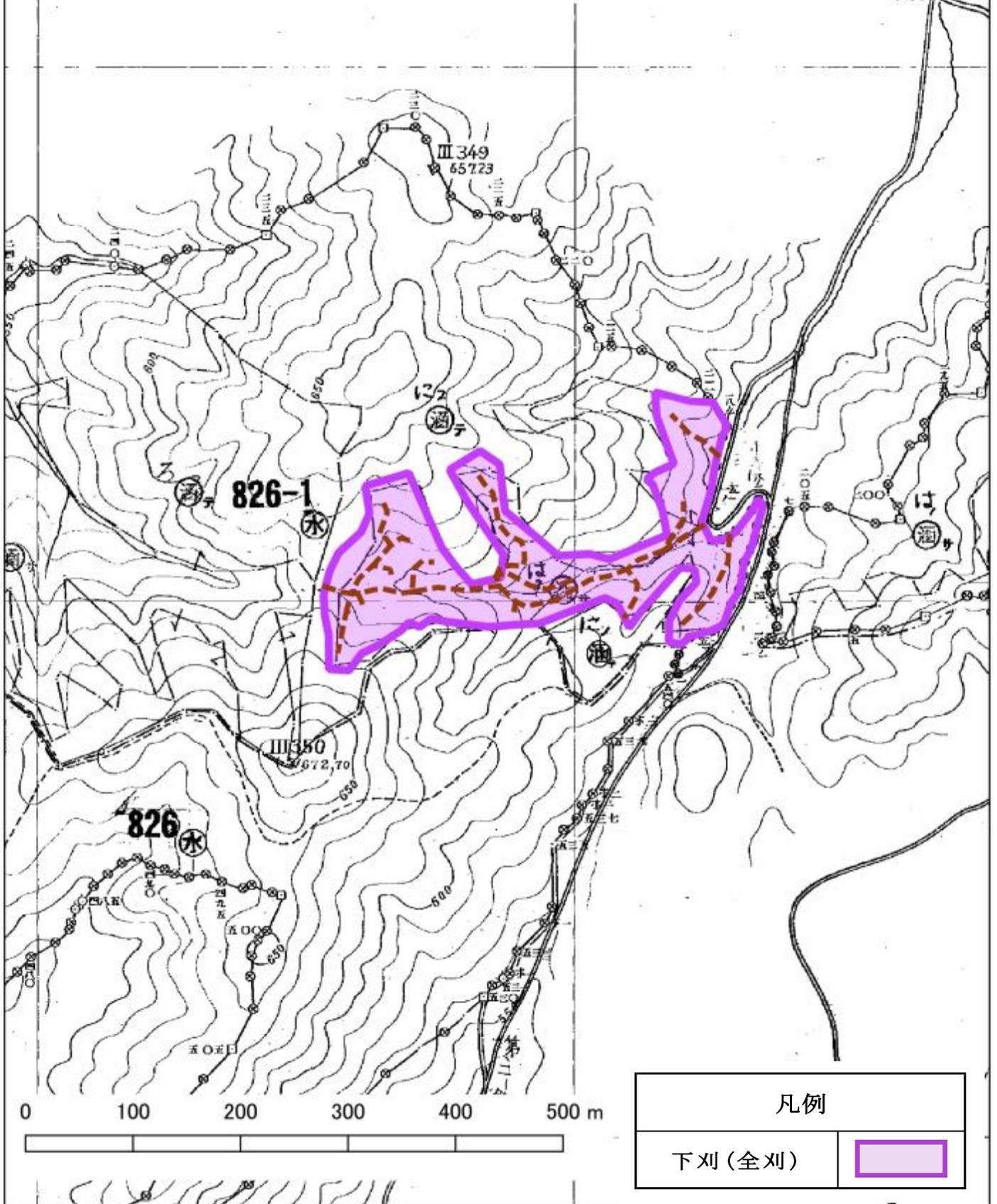
明現山国有林826- I は 2 林小班

【作業種：下刈(全刈)】

1/5,000



標点



凡例

下刈(全刈)



(別紙) 契約情報の公表様式  
請負事業の契約情報

事業名 : 明賀山国有林外森林整備事業(造林)

広島北部森林管理署

作業種	森林事務所	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件		作業条件				
						傾斜・植生等	間伐量	作業手段	作業方法	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤地点
下刈	三次	明賀山	827 い	4.80ha	令和7年6月1日から 令和7年8月31日まで	難10%、中90%	-	機械	全刈	12.4	57	三次市 甲奴支所
			827 ろ1	5.24ha		難9%、中91%	-			12.4	35	
	西城	明現山	826-I は2	3.45ha		難90%、易10%	-			17.0	35	神石高原町 神石支所
計				13.49ha								